



定期第3865号 平成28年3月31日発行

目次

は県例規集登載

【規則】

番号	表題	担当課名
4 2	徳島県行政組織規則の一部を改正する規則	人事課 行政改革室
4 3	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	同
4 4	機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則	同
4 5	知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則	同

【告示】

番号	表題	担当課名
2 3 3	機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示	人事課 行政改革室

【訓令】

番号	表題	担当課名
8	機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令	人事課 行政改革室
9	徳島県副知事の担当事務に関する規程	同

【公布された条例等のあらまし】

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第四十二号）

- 一 消費者庁等の県内への移転を推進するための課題解決に向けた総合的調整を行うため、消費者行政推進課を設置することとした。
- 二 広域連合や知事会議など広域的な連携を図るための体制を強化するため、総合政策課に広域連携室を設置することとした。
- 三 より安全で安心なネットワーク・セキュリティを戦略的に構築するため、情報システム課を情報戦略課に改組することとした。
- 四 関西広域連合の関連業務、地域医療の再生及び災害医療等の広域的医療に関する課題に迅速かつ的確に対応するため、医療戦略推進室を改組し、広域医療課を設置することとした。

五 働き方の改革等の戦略的な推進によりあらゆる世代の就労を支援するため、労働雇用課を労働雇用戦略課に改組することとした。

六 海外販路の拡大や外国人観光客の積極的な誘致を一層推進するため、国際戦略課を国際企画課に改組することとした。

七 国際化に対応した生産販売対策を一層推進し、県産農林水産物の更なる輸出の拡大を図るため、六次化・輸出戦略室を輸出・六次化推進室に改組することとした。

八 県産材の更なる増産と利用の拡大に向けた取組を推進するため、次世代プロジェクト推進室を新次元プロジェクト推進室に改組することとした。

九 陸上交通、海上交通及び航空交通の体系的な整備による国内外からの人の交流や物流を一層促進するため、交通戦略課を次世代交通課に改組することとした。

十 一元的な窓口機能の向上を図り、より親しみやすく利用しやすい相談体制を構築するため、監察課に県民ふれあい室を設置することとした。

十一 その他本庁、本庁構成機関及び東部各局の内部組織及び職制等について、所要の改正を行うこととした。

十二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。
徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第四十三号）

一 機構改革の実施、法令の改正等に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。
機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第四十四号）

一 次に掲げる規則について、機構改革に伴う整備を行うこととした。

- 1 徳島県会計規則
- 2 徳島県公有財産取扱規則
- 3 徳島県予算の編成及び執行に関する規則
- 4 徳島県公舎管理規則
- 5 徳島県職員被服等貸与規則
- 6 徳島県物品購入審査委員会規則
- 7 徳島県県有車両管理規則
- 8 徳島県公文書管理規則
- 9 知事の職務を代理する上席の職員を定める規則

- 二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。
知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（規則第四十五号）
- 一 知事の職務を代理する副知事の順序を定めることとした。
- 二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

徳島県規則第四十二号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表県土整備部の項を削り、同条第二項の表危機管理部の県民くらし安全局の項中「安全衛生課 生活安全課」を「生活安全課 消費者行政推進課 安全衛生課」に改め、同表経営戦略部の項中「情報システム課」を「情報戦略課」に改め、同表保健福祉部の項中「医療政策課」を「医療政策課 広域医療課」に改め、同表商工労働観光部の項中「労働雇用課」を「労働雇用戦略課」に、「国際戦略課」を「国際企画課」に改め、同表県土整備部の項を次のように改める。

県土整備部	県土整備政策課 建設管理課 用地対策課 道路整備課 都市計画課 住宅課 営繕課 河川整備課 砂防防災課 水・環境課 運輸政策課 次世代交通課 高規格道路課
-------	---

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 生活安全課に、徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十七号）第四十二条に規定する徳島県消費者情報センターを併置し、その位置は、徳島市徳島町とする。

第六条第二項第二号中「工事検査課」を「検査企画課」に改める。

第七条の表総務課の項の前に次のように加える。

総合政策課	広域連携室
-------	-------

第七条の表医療政策課の項及び国際戦略課の項を削り、同表もつかるブランド推進課の項中「六次化・輸出戦略室」を「輸出・六次化推進室」に改め、同表林業戦略課の項中「次世代プロジェクト推進室」を「新次元プロジェクト推進室」に改め、同表運輸政策課の項の次に次のように加える。

監察課	県民ふれあい室
-----	---------

第九条第一項を次のように改める。

第五条に規定するもののほか、政策創造部に、県民の学習の拠点として県立総合大学校本部を置き、その位置は、徳島市南庄町五丁目とする。

第九条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十七条第一項の表工事検査幹の項、副工事検査幹の項及び工事検査員の項中「工事検

査課」を「検査企画課」に改める。

第十八条第一項の表広域行政担当室長の項を次のように改める。

新未来創造担当 室長	地方創生推進課	上司の命を受け、地方創生に係る情報発信、人材育成の促進その他の先進的な施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
---------------	---------	--

第十八条第一項の表公共施設最適化担当室長の項の次に次のように加える。

情報セキュリティ 担当室長	情報戦略課	上司の命を受け、情報セキュリティ対策及び業務改革に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
国際スポーツ担 当室長	県民スポーツ課	上司の命を受け、国際スポーツ大会に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
いきがい・とく しま回帰担当室 長	長寿いきがい課	上司の命を受け、高齢者の移住促進に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。

第十八条第一項の表新産業技術戦略担当室長の項の次に次のように加える。

グローバル化担 当室長	国際企画課	上司の命を受け、産業の国際化に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
----------------	-------	--

第十八条第一項の表県民広聴担当室長の項を削り、同表海外戦略調整幹の項中「国際戦略課グローバル戦略室」を「国際企画課」に改め、同条第四項の表を次のように改める。

職	職	務
消費者庁移転推進統括本部長	消費者庁及び独立行政法人国民生活センターの県内への移転の推進に関する事務を総括整理する。	
「V.S東京」とくしま回帰統 括本部長	上司の命を受け、国内外への本県の魅力発信及び大都市圏から本県への移住者等の定着の促進に関する事務を総括整理する。	
女性活躍推進統括本部長	上司の命を受け、女性が一層活躍するための社会環境の整備その他の支援に関する事務を総括整理する	

<p>国際スポーツ・文化推進統括 本部長</p>	<p>。 上司の命を受け、国際スポーツ大会等の誘致の実現に向けた取組並びにスポーツ及び文化に関するイベントの一体的な推進に関する事務を総括整理する。</p>
<p>新未来産業グローバル戦略統 括本部長</p>	<p>上司の命を受け、本県の強みを活用した新産業の創造及び雇用の創出並びに海外販路の開拓その他の海外展開施策の推進に関する事務を総括整理する。</p>

第二十四条第一項の表商工労働観光部の項の次に次のように加える。

<p>農林水産部</p>	<p>徳島県立農林水産 総合技術支援セン ター</p>	<p>名西郡石井町</p>	
--------------	-------------------------------------	---------------	--

第二十四条第一項の表農林水産部農林水産技術支援本部の項を削る。

第二十五条第一項の表県土整備部運輸戦略局の項の項名を「県土整備部」に改める。

第三十条第一項の表副所長の項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 徳島県防災人材育成センター

第三十条第一項の表次長の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表副校長の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第三十一条の表農業大学校長の項の次に次のように加える。

<p>副校長</p>	<p>農業大学校</p>	<p>上司の命を受け、農業大学校長を補佐する。</p>
------------	--------------	-----------------------------

第三十四条の表教頭の項を次のように改める。

<p>教頭</p>	<p>徳島県消防学校 徳島県立総合看護学 校 徳島県職業能力開発 校 徳島県立農林水産総 合技術支援センター</p>	<p>上司の命を受け、学校（徳島県立農林水産総合技術支援センターにあつては、徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校）の教務を整理し、処理する。</p>
-----------	--	---

第三十四条の表農業人材育成担当室長の項の次に次のように加える。

<p>マリンサイ エンスゾー ン担当室長</p>	<p>徳島県立農林水産総合技術支援センター</p>	<p>上司の命を受け、漁業分野における人材育成及び研究開発のための高等教育機関との連携に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。</p>
----------------------------------	---------------------------	---

第四十条第一項の表徳島県東部県土整備局の項を次のように改める。

<p>徳島県東部県土整備局</p>	<p>吉野川庁舎</p>	<p>吉野川市川島町</p>
-------------------	--------------	----------------

別表第一運輸戦略局の項を削る。

別表第二消防保安課の項の次に次のように加える。

<p>生活安全課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 消費者施策の企画及び調整に関すること（消費者行政推進課の分掌に属するものを除く。）。 二 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の施行に関すること。 三 生活関連商品の価格動向の調査等に関すること。 四 不当品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の施行に関すること（安全衛生課の分掌に属するものを除く。）。 五 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の施行に関すること。 六 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号）の施行に関すること。 七 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の施行に関すること。 八 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の施行に関すること。 九 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 十 徳島県安全で安心なまちづくり条例（平成十八年徳島県条例第七十八号）の施行に関すること。 十一 交通安全対策の総合的な企画及び調整に関すること。 十二 交通事故被害者に対する相談及び指導その他交通事故被害者の救済対策に関すること。 十三 徳島県自転車等の安全で適正な利用に関する条例（平成二十八年徳島県条例第三号）の施行に関すること。 十四 鳥獣の管理及び狩猟に関すること。 十五 徳島県消費生活審議会及び徳島県交通安全対策会議に関するこ
--------------	--

	<p>十六 徳島県消費者情報センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。</p>
<p>消費者行政推進課</p>	<p>一 先進的な消費者施策の企画及び立案に関すること。 二 消費者施策に係る国及び関係団体との連絡調整に関すること。 三 消費者施策に係る国との連携の推進に関すること。</p>

別表第二安全衛生課の項第七号中「（昭和二十七年法律第百二十四号）」を削り、同表生活安全課の項を削り、同表総合政策課の項を次のように改める。

<p>総合政策課</p>	<p>一 県の行政の創造的な政策に関すること。 二 政策提言に関すること。 三 新行動計画の策定及び推進に関すること。 四 庁議、政策企画会議及び主管課長会議に関すること。 五 徳島県総合教育会議に関すること。 六 政策創造部（地方創生局を除く。）の庶務事務の処理に関すること。 七 徳島県総合計画審議会に関すること。 八 徳島県東京本部及び徳島県大阪本部の庶務事務に係る連絡及び調整に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</p>
<p>広域連携 携室</p>	<p>九 地方分権の推進に関すること。 十 知事会議に関すること。 十一 広域連合に係る総合的な連絡調整に関すること。 十二 国土形成計画及び連携施策に関すること。</p>

別表第二市町村課の項第一号中「次項」を「地域振興課の項」に改め、同表情報システム課の項の項名を「情報戦略課」に改め、同表環境首都課の自然エネルギー推進室の項中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、同表環境首都課の項中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 鳥獣の保護に関すること。

別表第二保健福祉政策課の国保制度改革対策室の項第十一号中「及び」を「、徳島県国民健康保険財政安定化基金及び」に改め、同表医療政策課の項を次のように改める。

<p>医療政策課</p>	<p>一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 二 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の施行に関すること。 三 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の施行に関すること</p>
--------------	---

- 四 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）の施行に関すること。
- 五 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）の施行に関すること。
- 六 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の施行に関すること。
- 七 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）の施行に関すること。
- 八 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）の施行に関すること。
- 九 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）の施行に関すること。
- 十 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の施行に関すること。
- 十一 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の施行に関すること。
- 十二 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の施行に関すること（医療に係るものに限る。）。
- 十三 徳島県医師修学資金等貸与条例（平成十八年徳島県条例第二十四号）の施行に関すること。
- 十四 徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年徳島県条例第四十六号）の施行に関すること。
- 十五 救急医療等に関すること。
- 十六 無医地区巡回診療及び無歯科医地区巡回診療に関すること。
- 十七 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第四百号）の施行に関すること。
- 十八 徳島県地域医療介護総合確保基金に関すること。
- 十九 徳島県医療審議会及び地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会に関すること。
- 二十 地方独立行政法人徳島県鳴門病院に関すること。
- 二十一 徳島県立総合看護学校及び徳島県診療所の庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。

別表第二医療政策課の項の次に次のように加える。

広域医療課

- 一 関西広域連合の広域にわたる医療の確保に関する事務に係る連絡調整に関すること。
- 二 地域医療の再生に向けての企画及び調整に関すること。

三 地域医療再生計画に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

別表第二障がい福祉課の項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同項第七号中「及び徳島県障害児通所給付費等不服審査会」を、「徳島県障害児通所給付費等不服審査会及び徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の施行に関する事。

七 障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例（平成二十七年徳島県条例第七十一号）の施行に関する事。

別表第二商工政策課の項第四号中「国際戦略課」を「国際企画課」に改め、同表労働雇用課の項の項名を「労働雇用戦略課」に改め、同表観光政策課の項第十二号中「国際戦略課」を「国際企画課」に改め、同表国際戦略課の項を次のように改める。

国際企画課
一 国際化に係る施策の推進に関する事。
二 国際交流に係る企画及び調整に関する事。
三 国際観光に係る企画及び調整に関する事。
四 国際戦略に係る企画及び調整に関する事。
五 海外移住、海外技術協力その他国際交流の推進に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。
六 産業の国際化に関する事。
七 通訳案内士に関する事。
八 旅券の交付に関する事。

別表第二農林水産政策課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号から第十六号までを二号ずつ繰り上げ、第十七号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 徳島県農林水産業未来創造基金に関する事。

別表第二農林水産政策課の項中第十八号を第十七号とし、同表もうかるブランド推進課の六次化・輸出戦略室の項の項名を「輸出・六次化推進室」に改め、同表林業戦略課の次世代プロジェクト推進室の項の項名を「新次元プロジェクト推進室」に改め、同項第十四号中「次世代林業プロジェクト」を「新次元林業プロジェクト」に改め、同表農山漁村振興課の項中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 多面的機能支払制度に関する事。

別表第二農業基盤課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを削り、第十五号を第十一号とし、同項第十六号中「徳島県農業会議及び」を削り、同号を同項第十二号とし、同表住宅課の建築指導室の項中第三十二号を第三十三号とし、第二十六号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加え

る。

二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行に関すること。

別表第二運輸政策課の項第九号中「運輸戦略局」を「運輸政策課、次世代交通課及び高規格道路課」に改め、同項第十一号を削り、同表運輸政策課の港湾空港経営室の項第十二号を第十一号とし、第十二号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同表交通戦略課の項の項名を「次世代交通課」に改め、同表監察課の項を次のように改める。

監察課	
監 察 課	<ul style="list-style-type: none">一 職員の職務執行の適正を確保するための監察に関すること。二 県に対する公益通報（公益通報者保護法（平成十六年法律第百一十二号）第二条第一項に規定する公益通報をいう。）その他の通報のうち、職員の職務執行の適正の確保に関するものの処理に関すること。三 業務に関する要望等に対する職員の対応に関すること。四 不当要求行為等の対策に関すること。五 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第三十条第二項の規定による調査に関すること。六 行政手続制度の総括に関すること。七 情報公開制度の総括に関すること。八 個人情報保護制度の総括に関すること。九 徳島県行政不服審査会、徳島県情報公開審査会及び徳島県個人情報保護審査会に関すること。十 徳島県いじめ問題調査委員会に関すること（総務課の分掌に属するものを除く。）。十一 とくしま目安箱、パブリックコメント、e モニターアンケートその他県民広聴に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。十二 県民相談に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。十三 県民サービスセンターに関すること。

別表第二評価検査課の項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、同表工事検査課の項の項名を「検査企画課」に改める。

別表第三農林水産技術支援本部の項を削る。

別表第五徳島県消防学校の項の次に次のように加える。

徳島県消費者情報センター	
徳島県消費者情報センター	<ul style="list-style-type: none">一 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第八条第一項各号に掲げること。二 消費者教育に関すること。三 その他消費者の権利の実現の確保及びその自立の支援に関すること。

別表第五徳島県立農林水産総合技術支援センターの項中第十四号を第十九号とし、第二号から第十三号までを五号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の五号を加える。

- 二 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の施行に関すること。
- 三 主要農産物に関すること。
- 四 水田農業構造改革対策の企画及び推進に関すること。
- 五 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に関すること（県民くらし安全局安全衛生課の分掌に属するものを除く。）。

六 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）の施行に関すること。

別表第六徳島県東部県土整備局の項中第四十四号を第四十五号とし、第三十七号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関すること。

別表第七経営企画部及び企画振興部の項第四号中「企業誘致」の下に「及び創業支援」を加え、同項第五号中「（企画振興部に限る。）」を削り、同表産業交流部及び農林水産部の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第五十号までを一号ずつ繰り上げ、同表県土整備部の項中第四十四号を第四十五号とし、第三十七号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関すること。

別表第八中第六十七号を第六十九号とし、第六十三号から第六十六号までを二号ずつ繰り下げ、第六十二号を第六十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

六十三	徳島県行政不服審査会	監察局監察課
-----	------------	--------

別表第八中第六十一号を第六十二号とし、第六十号を第六十一号とし、第五十九号を第六十号とし、同表第五十八号中「県土整備部運輸戦略局運輸政策課」を「県土整備部運輸政策課」に改め、同号を同表第五十九号とし、同表中第五十七号を第五十八号とし、第四十二号から第五十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四十一号の次に次の一号を加える。

四十二	徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会	保健福祉部障がい福祉課
-----	------------------------	-------------

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

徳島県規則第四十三号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二財務関係事項の項第一号中「こと」を「こと（本庁構成機関の長にあつては「に、及び」を「に、東部各局の長にあつては」に改める。

別表第二の二徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項第四号中3を6とし、2を5とし、同5の前に次のように加える。

3 第七条第三項において準用する第四条第五項の規定による審査の基準及び方法の決定

4 第七条第三項において準用する第四条第七項に規定する証票の交付

別表第二の二徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項第四号中1を2とし、同2の前に次のように加える。

1 第七条第二項の規定による指定

別表第二の二徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項中第十三号を第十七号とし、第五号から第十二号までを四号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の四号を加える。

五 原種ほ産以外の種子を指定種子生産ほ場に原種として使用することの決定

六 災害等緊急時における準種子の供用及び種子転用申請

七 主要農作物の奨励品種の決定

八 農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）に関する次のこと。

1 第十六条の規定による職員による表示の除去若しくは抹消又は検査証明書の返還要求

2 第十七条第二項（第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による登録並びに第十七条第六項（第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第九項の規定による公示

3 第十八条第四項の規定による公示

4 第二十一条第二項の規定による変更命令

5 第二十二条の規定による適合命令

6 第二十三条の規定による改善命令

7 第二十四条第一項の規定による登録の取消し、同条第二項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令、同条第三項の規定による登録の取消し及び同条第四項の規定による公示

8 第三十条第一項及び第二項の規定による報告の徴収

9 第三十一条第一項及び第二項の規定による職員による立入調査又は質問

10 第三十二条第二項の規定による調査及び措置

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項中第七十五号を第七十七号とし、第五十八号から第七十四号までを二号ずつ繰り下げ、第五十七号を第五十九号とし、同号の前に次の

一号を加える。

五十八 生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）に関する次のこと。

- 1 第四条第二号の規定による生活困窮者就労準備支援事業による支援が必要な者の決定
 - 2 第六条第二号の規定による生活困窮者一時生活支援事業による支援が必要な者の決定
 - 3 第七条の規定による生活困窮者一時生活支援事業の期間の特例の決定
 - 4 第十二条第一項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給期間の特例の決定
 - 5 第十四条第一項の規定による就労支援の実施及び同条第二項の規定による指示
- 別表第二の三徳島県東部保健福祉局長の項中第五十六号を第五十七号とし、第二十二号から第五十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十一号中8を9とし、7の次に次のように加える。

8 第三十四条第一項から第三項までの規定による精神保健指定医の診察の決定及び移送の決定

別表第二の三徳島県東部保健福祉局長の項中第二十一号を第二十二号とし、第三号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に関する次のこと。

- 1 第十九条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査（市町村の設置する幼保連携型認定こども園に関する一般指導監査に係るものに限る。）
- 2 第二十条の規定による改善勧告又は改善命令（市町村の設置する幼保連携型認定こども園に関する一般指導監査に係るものに限る。）

別表第二の三徳島県東部農林水産局長の項第一号から第三号までを削り、同項第四号中「徳島県東部農林水産局の」を削り、同号の1中「第七十二条の十二の六」を「第七十二条の二十二」に改め、同号の2中「第七十二条の十二の八第三号」を「第七十二条の二十四第三号」に改め、「監査の」を削り、同号の3中「第七十二条の十三第二項、第七十二条の十六第四項、第七十二条の十七第二項及び第七十二条の十八第三項」を「第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十二第四項、第七十二条の三十四第二項及び第七十二条の三十五第三項」に改め、「定款の変更、設立等に係る」を削り、同号の4中「第七十二条の十八の九第三項」を「第七十二条の四十三第三項」に改め、同号の5中「第七十二条の十八の十」を「第七十二条の四十四」に改め、「清算終了の」を削り、同号の6中「第七十三条の十二」を「第七十三条の十」に改め、「組織変更の」を削り、同号中7を削り、8を7とし、9を8とし、同号の10中「必要な措置を採るべき旨の命令」を「措置命令」に、「停止命令等」を「停止命令又は役員改選命令」に改め、同10を同号の9とし、同号中11を10とし、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）第十四条第四項の規定による登記の嘱託（所管区域内の区域を地区とする農事組合法人に係るものに限る。）

別表第二の三徳島県東部農林水産局長の項第五号中「徳島県東部農林水産局の」を削り、同号を同項第三号とし、同項第六号の37及び38中「農業会議」を「都道府県機構」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第七号を第五号とし、第八号から第二十八号までを二号ずつ繰り上げ、同項第二十九号中「の専決」を「又は県民環境部環境首都課長の専決」に改め、同号の1中「捕獲等又は採取等の結果の」を削り、同号の3中「住民及び利害関係者からの」を削り、同号の7中「狩猟の結果の」を削り、同号を同項第二十七号とし、同項第三十号中「の専決」を「又は県民環境部環境首都課長の専決」に改め、同号の1及び2を次のように改める。

1 第七条第十一項から第十四項までの規定による届出の受理

2 第十五条第六項及び第七項の規定による届出の受理

別表第二の三徳島県東部農林水産局長の項第三十号の5中「狩猟者登録証又は狩猟者記章の亡失の」を削り、同号を同項第二十八号とし、同項中第三十一号を第二十九号とし、第三十二号から第三十五号までを二号ずつ繰り上げ、同項第三十六号の2中「第四条」を「第四条第一項」に改め、同号を同項第三十四号とし、同項第三十七号中「(危機管理部県民くらし安全局生活安全課長の専決に係るものを除く。)」を削り、同号を同項第三十五号とし、同項第三十九号を第三十七号とし、第四十号から第五十五号までを二号ずつ繰り上げ、同表徳島県東部農林水産局長の項中第五十九号を第六十号とし、第四十四号から第五十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四十三号中「徳島県東部農林水産局長」を「局長」に改め、同号の2中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同号を同項第四十四号とし、同項中第四十二号を第四十三号とし、第十一号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)に関する次のこと(昭和四十五年徳島県告示第百八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。)。

1 第三十条第一項の規定による認定及び同条第三項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知

2 第三十一条第一項の規定による認定

3 第三十二条の規定による報告の徴収

4 第三十三条の規定による改善命令

5 第三十四条の規定による認定の取消し

6 第三十六条第二項の規定による認定

7 第三十七条の規定による認定の取消し

8 第三十八条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査

別表第三個別事項の項第九号の1中「及び同条第五項」を「、同条第八項」に、「都道府県との協議」を「都道府県等との協議及び同条第九項の規定による意見の聴取」に改め、同号の2中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同号の10中「農業会議又は農業委員会からの」を削り、「聴取」を「要求」に改め、同項第十号の1を削り、同号の2中「第二十三条第二号」を「第十六条第二号」に改め、同2を同号の1とし、同号の3中「第三

十三条」を「第二十六条」に改め、同3を同号の2とし、同項第二十五号の6中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項第五十二号中「とくしま明日の農林水産業づくり事業」を「農山漁村未来創造事業」に改め、同項第五十三号の5中「同項第十七号、第十九号及び第二十八号」を「同項第十五号、第十七号及び第二十六号」に改め、同号の6中「同項第四十五号」を「同項第四十六号」に改める。

別表第五その一中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 徳島県会計事務取扱規程に関する次のこと。

1 第三十九条の規定による仕訳

2 第四十条第一項の規定による通知

別表第五その一第七号の1中「六月」を「一年」に改め、同その一第八号中「関係総合県民局又は本部」を「組織又は機関（東部県税局を除く。）」に改める。

別表第十第一号中「その一の表第二号」を「その一の表第一号」に、「その二の表の麻の長への委任事項の範囲内の」を「その二の表徳島県東京本部及び徳島県大阪本部並びに本庁構成機関及び東部各局の欄に掲げる」に改める。

別表第十三第一号中「その一の表第二号」を「その一の表第一号」に、「その二の表の麻の長への委任事項」を「その二の表徳島県東京本部及び徳島県大阪本部並びに本庁構成機関及び東部各局の欄に掲げる事項」に改め、「の範囲内の事項」を削る。

別表第十四徳島県会計規則別表第一に掲げる一号麻及び同規則別表第三に掲げる一号麻の所管する二号麻（以下「一号麻の所管する二号麻」という。）の所掌に属する歳入、歳出及び歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項の次に次のように加える。

<p>徳島県会計規則別表第一に掲げる一号麻及び一号麻の所管する二号麻の所掌に属する仕訳（徳島県会計事務取扱規程第四十条第一項に規定する仕訳をいう。）に係る同条第二項の規定による確認</p>	<p>麻出納員</p>
--	-------------

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

徳島県規則第四十四号

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(徳島県会計規則の一部改正)

第一条 徳島県会計規則(昭和三十九年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表第一号の3中「係長」を「課長補佐及び係長」に改め、同号の6中「副課長」を「副課長及び県立総合大学校本部の副本部長」に改め、同表第二号の3中「及び拠点整備課」を「、拠点整備課及び監察課」に改める。

第二十七条の三第一項の表第一号中「副課長」を「副課長及び県立総合大学校本部の副本部長」に改める。

(徳島県公有財産取扱規則の一部改正)

第二条 徳島県公有財産取扱規則(昭和三十九年徳島県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教育長」を「副教育長(徳島県教育委員会行政組織規則(昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号)第十五条第一項に規定する副教育長をいう。以下同じ。)」に改める。

第三条第二項中「教育長、」を削る。

第九条第一項第三号中「教育長」を「副教育長」に改める。

第六十四条第一項中「委員長は、」の下に「知事が指定する」を加える。

第六十五条中「部長」を「部長」に改め、「除く。」「の下に「、教育長、警察本部長」を加える。

(徳島県予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第三条 徳島県予算の編成及び執行に関する規則(昭和三十九年徳島県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、教育委員会事務局」を削り、「の長」の下に「並びに副教育長(徳島県教育委員会行政組織規則(昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号)第十五条第一項に規定する副教育長をいう。)」を加える。

第四条の表中「教育長及び」を削る。

(徳島県公舎管理規則の一部改正)

第四条 徳島県公舎管理規則(昭和三十九年徳島県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「教育長、」を削る。

第五条第一項中「教育長」を「副教育長(徳島県教育委員会行政組織規則(昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号)第十五条第一項に規定する副教育長をいう。)」に改める。

(徳島県職員被服等貸与規則の一部改正)

第五条 徳島県職員被服等貸与規則(昭和四十年徳島県規則第二十二号)の一部を次のよ

うに改正する。

別表出納局工事検査課又は徳島県総合県民局出納室の項の項名を「出納局検査企画課又は徳島県総合県民局出納室」に改める。

(徳島県物品購入審査委員会規則の一部改正)

第六条 徳島県物品購入審査委員会規則(昭和四十年徳島県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「教育総務課長」を「教育政策課長」に改める。

(徳島県県有車両管理規則の一部改正)

第七条 徳島県県有車両管理規則(昭和四十二年徳島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「教育総務課」を「教育政策課」に改める。

(徳島県公文書管理規則の一部改正)

第八条 徳島県公文書管理規則(平成十三年徳島県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第四項」を「第二項」に改める。

(知事の職務を代理する上席の職員を定める規則の一部改正)

第九条 知事の職務を代理する上席の職員を定める規則(平成十四年徳島県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

「いい、知事が指定するものに限る」を「いう」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

徳島県規則第四十五号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百二十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

第一順位 副知事 熊谷幸三

第二順位 副知事 海野修司

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

徳島県告示第百三十三号

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示

(昭和三十三年徳島県告示第八十四号の一部改正)

第一条 昭和三十三年徳島県告示第八十四号(海岸保全区域を指定する件)の一部を次のように改正する。

「~~徳島県東部県土整備局鳴門庁舎~~」を「~~鳴門総合サービスセンター~~」に改める。

(平成二十三年徳島県告示第十三号の一部改正)

第二条 平成二十三年徳島県告示第十三号(放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を指定する件)の一部を次のように改正する。

「~~徳島県東部県土整備局鳴門庁舎~~」を「~~鳴門総合サービスセンター~~」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

徳島県訓令第第八号

庁 中 一 般
各 本 庁 構 成 機 関
東 部 各 局
各 総 合 県 民 局

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(徳島県公印規程の一部改正)

第一条 徳島県公印規程(昭和二十九年徳島県訓令第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「掲げる」の下に「本部及び」を加え、同項中第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 一 徳島県東京本部
- 二 徳島県大阪本部

第三条第四項中「当該」を「当該本部、」に改める。

第六条第四項の表県民くらし安全局の項中「安全衛生課」を「生活安全課」に改め、同表運輸戦略局の項を削り、同条第七項中「当該」を「当該本部、」に改める。

(徳島県土地利用対策会議設置規程の一部改正)

第二条 徳島県土地利用対策会議設置規程(昭和四十八年徳島県訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

別表県土整備部の項中「運輸戦略局運輸政策課」を「運輸政策課」に改める。

(県庁総合サービスネットワーク運営規程の一部改正)

第三条 県庁総合サービスネットワーク運営規程(平成十二年徳島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「経営戦略部情報システム課長」を「経営戦略部情報戦略課長」に改める。

(徳島県工事検査規程の一部改正)

第四条 徳島県工事検査規程(平成十二年徳島県訓令第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号、第五条及び第十条中「出納局工事検査課長」を「出納局検査企画課長」に改める。

(徳島県文書規程の一部改正)

第五条 徳島県文書規程(平成十三年徳島県訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項第三号中「経営戦略部情報システム課長」を「経営戦略部情報戦略課長」に改める。

別表徳島県消防学校の項の次に次のように加える。

(附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部改正)

第六条 附属機関の委員等の指定に関する訓令 (平成十七年徳島県訓令第九号) の一部を次のように改正する。

別表徳島県国民保護協議会の項中、「危機管理に関する施策について知事を補佐するものに限る。以下同じ。」を削り、同表徳島県石油コンビナート等防災本部の項中、「運輸戦略局運輸政策課長」を「運輸政策課長」に改め、同表徳島県交通安全対策会議の項中、「運輸戦略局交通戦略課長」を「次世代交通課長」に改め、同表徳島県障がい者施策推進協議会の項中、「労働雇用課長」を「労働雇用戦略課長」に改め、同表徳島県都市計画審議会の項中、「県土整備部長 運輸戦略局長」を「県土整備部長」に、「運輸戦略局高規格道路課長」を「高規格道路課長」に改め、同表徳島県地方港湾審議会の項中、「運輸戦略局長 運輸戦略局運輸政策課長」を「運輸政策課長」に改める。
(徳島県兼務発令に関する規程の一部改正)

第七条 徳島県兼務発令に関する規程 (平成二十二年徳島県訓令第一号) の一部を次のように改正する。

第三条中「副校長」を「教頭」に改める。

第七条を第九条とし、第四条から第六条までを二条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の二条を加える。

(徳島県消費者情報センターへの兼務)

第四条 危機管理部県民くらし安全局生活安全課の職員のうち、徳島県消費者情報センターの庁舎で勤務することを命ぜられた者 (徳島県消費者情報センターの長を兼務する者を除く。) は、徳島県消費者情報センターの兼務を命ぜられたものとする。

(経営戦略部税務課への兼務)

第五条 徳島県東部県税局の職員のうち、徳島庁舎で勤務することを命ぜられた次に掲げる事務に従事する職員 (徳島県東部県税局の長、副局長、次長及び専門幹を除く。) は、経営戦略部税務課の兼務を命ぜられたものとする。

- 一 県税 (これに伴う徴収金を含む。) の賦課徴収に関すること。
- 二 県税の犯則取締りに関すること。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

徳島県訓令第九号

庁 中 一 般
各 本 庁 構 成 機 関
東 部 各 局
各 総 合 県 民 局

徳島県副知事の担任意務に関する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県副知事の担任意務に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、副知事の担任意務に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任意務)

第二条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。

一 共管事務

イ 県政の総合的な企画及び調整に関すること。

ロ 人事及び予算編成に関すること。

ハ その他知事が指定する事項に関すること。

二 副知事熊谷幸三の担任意務

イ 県政の総括に関すること。

ロ 政策創造部、経営戦略部、商工労働観光部、農林水産部、監察局及び出納局に関すること。

ハ 他の執行機関との連絡調整に関すること。

ニ その他知事が指定する事項に関すること。

三 副知事海野修司の担任意務

イ 県民環境部及び県土整備部に関すること。

ロ 企業局に関すること。

ハ 総合県民局に関すること。

ニ その他知事が指定する事項に関すること。

(事故時等の取扱い)

第三条 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その担任意務は、他の副知事が担任する。

(雑則)

第四条 この規程に定めるもののほか、副知事の担任意務に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。